

No.	質問項目	質問内容	回答内容	回答日
1	資格等の提出書類について	参画する事業者が用意できない書類について（一級建築士、電気主任技術者）、これらの書類も全ての事業者が提出する必要があるのでしょうか。	本事業について設計・監理・保安・施工等を管理する（従事する）者についてのみ、その根拠としてご提出ください。	R7.7.16
2	市町との事前協議について	市町に対して内容説明し、提案提出可能とされたもののみ、市町との協議日を記載のうえ提出のことと記載されていますが、提案提出可能と誰が判断するのでしょうか。また、提案可否の判断は、どのくらいの期間で判断いただけますでしょうか。	募集要領別紙1に記載した管理市町（担当課）が、提案提出の可否について速やかに判断する方針です。	R7.7.16
3	市町との事前協議について	「市町に対して内容説明し、提案提出可能とされたもののみ、市町との協議日を記載のうえ提出のことと記載されていますが、市町との協議を行った証憑が企画提案書の提出に必要なのでしょうか。	協議日の記載をもって協議したものと確認します。 必要に応じて、県から市町に確認します。	R7.7.16
4	各市町の連絡先について	市町に対して内容を説明するために、各市町の担当者の所属、氏名、連絡先を教えてください。	募集要領別紙1に記載した管理市町（担当課）にご連絡ください。	R7.7.16
5	導入設備について	別紙1のNo.1～No.5の施設において太陽光・蓄電池・急速充電器3点セットの導入が必須でしょうか。 他事業で急速充電器等を整備する施設もあと想定されるため、最低限整備すべき設備を各施設毎に明確にしてくださいでしょうか。	原則として3点セットの導入を想定しておりますが、充放電設備に関しては、仕様書4、2ウのとおり各施設の条件や既設設備を踏まえ、必要に応じて事業者選定後に県及び市町と協議のうえ、必要と判断される容量に構成の見直しを検討します。	R7.7.16
6	設備の運用期間について	「運転期間は、運転開始日から20年間を基本とする」と記載されていますが、急速充電器（8年程度）や蓄電池（6年）の法定耐用年数を踏まえると20年間の耐用はかなり厳しく、法定耐用年数後に故障した場合は、使用不能状態で更新せず、残置し、20年後に撤去でも良いのでしょうか。法定耐用年数期間のみでの運用でも良いのでしょうか。	運転期間は20年間であり、法定耐用年数に関わらず、設備が故障した場合は修理もしくは更新する必要があります。 また使用不能となった設備を残置することは認められません。	R7.7.16
7	工事着手後の想定外費用について	アスベスト対策費・土中埋設物（産廃、埋蔵文化財等）などの当初想定が難しく、詳細検討＆工事着手後に判明した場合のコスト負担は、提案時点のPPA単価に追加として織り込みや市町に追加負担でよろしいでしょうか。	費用負担については、原則として仕様書別紙2「予想されるリスクと責任分担」に従ってご負担いただくこととなります。 なお、各施設におけるリスクについて、現地調査を実施のうえ、提案時点で検討するようお願いします。	R7.7.16
8	停電期間と補償金について	各種設備を導入する際に、施設を停電させる必要がありますが、その期間について道の駅の営業停止に係る補償金は発生しない認識でよろしいでしょうか。また、その停電可能期間は各施設どのくらいでしょうか。	道の駅の営業停止に関する補償金の発生は予定しておらず、停電は可能な限り夜間または営業時間外に行ってください。停電可能期間は各施設で異なるため、施設ごとに確認をお願いします。	R7.7.16
9	電気主任技術者の費用について	今回の設備導入において追加で発生するその施設の電気主任技術者に支払う費用は、市町負担でよろしいでしょうか。	本事業における電気主任技術者への支払いについては、事業者の負担となり、市町負担は想定しておりません。	R7.7.16
10	導入可能性調査について	県や市町が、事業実施を検討するために太陽光、蓄電池等の導入可能性について事前に調査した実績はありますか。 あるのであれば、その調査結果（調査報告書等）を開示していただけないでしょうか。	内部での検討に当たり活用することを目的とした資料であり、開示する予定はありません。	R7.7.16

11	構造計算費用等について	仮に構造計算が事業者負担の場合、太陽光設置NGの際はその計算費用は事業者が回収する術が無いため、県又は市町に構造計算費用を負担いただけないでしょうか。 カーポートであれば構造計算費用等は発生しませんが、カーポートの場合は地盤調査が必要となり、PPA単価が上昇してしまいますが、どのようにお考えでしょうか。	仕様書2(3)イのとおり、事業者負担となります。	R7.7.16
12	道路占有許可、行政財産使用許可及び貸付等について	「道路占有許可、行政財産使用許可及び貸付等に係る料金については、所管する県又は市町の条例等の規定に定める額」とあるが、免除とならない場合には、県又は市町の収入に該当するためPPA単価に上乘せしても良いでしょうか。 あわせて固定資産税についても同様の考え方で良いでしょうか。	仕様書2(3)アのとおり、使用料又は道路占有料等の減免については、県又は市町の定める規定によることとします。固定資産税についても同様です。 使用料及び道路占有料については、業者選定後、設置工事前に減免の適用を協議しその結果に応じて、PPA単価の調整を想定していません。	R7.7.16
13	物価上昇リスクについて	3年で道の駅5施設を整備していく予定となっておりますが、物価上昇のリスクは全て事業者負担でしょうか。 今回のような事業期間の場合、公共工事では物価スライド条項があり、それを踏まえた仕様でなくてよいでしょうか。	毎年度、申請される事業費に対し補助率を掛けて補助するため、物価上昇分を含めたうえでの補助と整理しています。	R7.7.16
14	電力1kWh当たりの税込み電気料金単価の設定について	「電力1kWh当たりの税込み電気料金単価については、各施設の設備導入後において、公募時点の年間電気使用量(R6.5~R7.4)と同量を使用した場合に、同期間の年間電気料金と比較し同等もしくはそれ以下となるよう設定すること」と記載がありますが、明確に数式として表していただけないでしょうか。	①1kWhあたりの事業料金単価×公募時点の年間電気使用量(R6.5~R7.4) ≤ ②公募時点の年間電気料金(R6.5~R7.4) ※この内容以外に必要な経費等があれば適宜①に加算すること	R7.7.16
15	設備の稼働制限時の料金補償について	施設側・自治体側の都合で今回導入した設備の稼働が制限された場合の料金補償を加味した契約は可能との考えでよろしいでしょうか。 (例) ・改修工事に伴う稼働制限(発電量低下、EV充電器使用量低下) ・省エネ化に伴う稼働制限(発電量低下) ・施設の営業時間等の変更による稼働制限(発電量低下)	事業で設置した設備の稼働が制限される事象が発生した場合、費用負担については、原則として仕様書別紙2「予想されるリスクと責任分担」に従ってご負担いただくことになります。また、一覧に存在しない事象については協議のうえ、決定します。	R7.7.16
16	新たな法規制対応等の追加費用負担について	今後の新たな法規制対応に伴い、追加で発生する事業者の費用負担はPPAサービス料金に転嫁可能との認識でよろしいでしょうか。	費用負担については、原則として仕様書別紙2「予想されるリスクと責任分担」に従ってご負担いただくことになります。また、一覧に存在しない事象については協議のうえ、決定します。	R7.7.16
17	電力1kWh当たりの税込み電気料金単価について	電力1kWh当たりの税込み電気料金単価について、同期間の年間電気料金と比較し同等もしくはそれ以下となるよう設定し提案できない場合、失格となりますでしょうか。	「本事業で発電し、施設に売電する電力1kWh当たりの税込み料金単価(以下、「事業料金単価」という。)については、各施設の設備導入後において、公募時点の年間電気使用量(R6.5~R7.4)と同量を使用した場合に、同期間の年間電気料金と比較し同等もしくはそれ以下となるよう設定し下記をふまえて提案すること。」としているため、同等もしくはそれ以下となるように設定できない場合、提案書の提出はできません。	R7.7.16
18	電気主任技術者に関して	各施設の電気主任技術者の御名前や情報を開示していただきたく存じますが、可能でしょうか。	募集要領別紙1に記載した管理市町(担当課)にお問い合わせください。	R7.7.23
19	市町との事前協議について	「またか、キについては企画提案書の提出に先立って、事前に市町に対して内容を説明し提案提出可能とされたもののみ、市町との協議日を記載のうえ提出のこと。」とあるがどのような形式の許諾を想定しているのか。 例)メール等で自治体側から提出可という承諾を得る必要がある等	対面やオンラインでの打ち合わせ協議を行い口頭での承諾を想定していますが、必要に応じてメールで受理してください。	R7.7.23

20	施工について	資材納期や降雪状況などの影響の遅延が見込まれる場合、実際の運用が年度をまたぐことは可能でしょうか。	原則として2月末までの工期で設定をお願いします。資材の入手難や積雪など、期限延長に該当する事由が発生した場合は、翌年度までの予算の繰越手続きを行うこととなります。	R7.7.23
21	施工について	既存ケーブルラックやハンドホール、電柱等をPPA事業者が使用することは可能でしょうか。	既存のケーブルラックやハンドホール、電柱等については、当該設備の設置者（管理者）と協議のうえ、判断することとなります。	R7.7.23
22	電気の保安業務について	電気事業法上、新設QBや蓄電池等は電気の利用者（施設）にて保安責任を負っていただく必要があり、電気主任技術者をセンターと新規設備で分けることができません。保安管理業務が増える分の費用については事業者にて負担いたしますが、保安管理業務自体は施設の電気主任技術者様にてご対応いただける前提で進めてもよろしいでしょうか。	施設（管理者）との協議が前提となりますが、保安管理業務については、増額分の費用を負担いただければ問題無いと考えています。	R7.7.23
23	インフレ時の調達について	本件は年度をまたぎ3年計画の実施になります。責任分担に物価変動は事業者とありますが、調達資材に大幅なインフレが起き、当初計画が立ち行かなくなった場合は協議に応じていただけるのでしょうか。	本事業は、5ヶ年での計画となっているが、交付決定は毎年度行うため、物価変動後の事業費に対して採択することとなります。また、大幅な物価変動があった場合、事業の実施内容については、毎年度協議することは可能です。	R7.7.23
24	機器の変更について	現在再エネ機器は1年に1回モデルチェンジをし、質の良いものになっております。初回設計時に計画した機器より良い機器が出てきた場合、仕様書の提出、協議を持っての変更は可能でしょうか。	本事業は、5ヶ年での計画となっているが、交付決定は毎年度行うことから、製品の仕様が変わることも想定されるため、事業の実施内容については、毎年度協議することが可能です。	R7.7.23
25	施設の改修工事や修繕に伴う設備の移設費用について	施設の改修工事や修繕に伴う設備の移設費用は自治体負担でしょうか。また、上記に伴う運転停止中の事業者の逸失利益は県の補償対象ですか。	施設の改修工事や修繕に伴う設備の移設等の場合は、仕様書7（1）キのとおり県、市町、事業者で協議を行います。	R7.7.23
26	施工について	図面に記載がなく、現地調査でも把握できない障害物により機器設置が不可能な場合は機器位置移動等について協議に応じていただけますでしょうか。	現段階の資料から想定されない事象や不可抗力によるものであれば実施にあたり協議を行うことは可能です。	R7.7.23
27	排水計画等について	カーポート等設置による雨水の排水計画等は必要でしょうか。	野建ての太陽光発電設備の設置などで1,000平方メートル以上の土地を開発する場合など、関係法令に該当するものは対応が必要ですが、それ以外のカーポートなどで設置による影響が大きい場合は管理者と実施前に確認をお願いします。	R7.7.23
28	非常時への電力供給について	非常時への電力供給について、供給できる電力量に下限はございますでしょうか。	非常時の電力供給について下限は定めていませんが、仕様書等に書いてあるとおり非常時の対応として必要な量を想定の上管理者に確認してください。	R7.7.23
29	単価の見直しについて	天候による影響ではなく、周辺環境の変化による太陽光発電電量の減少が合った場合の契約単価の見直しの協議には応じていただけますでしょうか。	原則として、周辺環境の変化があった場合の契約単価の見直しは想定していませんが、変化が著しい場合は協議を行います。	R7.7.23
30	既存受変電設備の改修について	既存受変電設備の改修が必須となりますが、その費用は事業者負担でしょうか。また機器取付については事業者での取り付けで問題ないでしょうか。（責任分界点はどのように考えればよろしいでしょうか）	費用負担については、原則として仕様書の費用負担一覧のとおりとなり、当事業にあたり、既存受変電設備の改修が必要な場合は事業者負担となります。	R7.7.23
31	単価の見直しについて	施設が契約期間内に新しい省エネ機器等を導入し、構内負荷が著しく減った場合、電力購入量が減少すると考えられますが、単価の見直し協議は行われませんか。	機器の更新により、省エネ性能があがることは想定されるため、機器の更新により構内負荷が減った場合であっても単価の見直しは行いません。なお、当初想定されていない機器の変更や施設の改修により構内負荷が著しく減る場合は、協議を行います。	R7.7.23
32	そのほか取り決めについて	募集要領に記載のない事象に対する取り決めは優先交渉権者選定後の協議という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	R7.7.23

33	企画提案書等の情報公開について	「県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。」と記載されているが、「単価、付帯提案」については公開されない内容の理解でよろしいでしょうか。	<p>情報公開制度は公開を原則としていますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令の規定で公にすることができない情報</li> <li>・法人に関する情報であって、法人の正当な利益を害すると認められる情報</li> </ul> <p>に該当する場合は、情報公開の対象外となります。（石川県情報公開条例第7条）</p> <p>そのため、単価や付帯提案については、上記に該当する場合は対象外となります。詳細については、個別の事由ごとに県にご相談ください。</p>	R7.7.23
34	「織姫の里なかの」との既存太陽光発電システムの故障について	<p>現地を確認したところ、2台中1台のPCSが故障停止中でした。残りの1台もOVGR作動により停止中でした。</p> <p>故障と停止中、各々いつからこの状態が続いているのかご教示ください。太陽光が発電していないことから、自家消費量の計算に影響します。</p> <p>また、故障しているPCSは修理予定でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年3月以前より故障又は停止中の状態です。</li> <li>・修理又は撤去について検討中です。</li> </ul>	R7.7.23
35	既設のEV急速充電器の撤去費用について	現在、既に設置されている（故障停止中含む）EV急速充電器の撤去費用は県又は市町の負担と考えてよろしいでしょうか。	既に設置されている機器の撤去費用については、個々の状況に応じて、設置者と協議になります。	R7.7.23
36	年間電気料金の定義について	「事業料金単価については、各施設の設備導入後において、公算時点の年間電気使用量（R6.5～R7.4）と同量を使用した場合に、同期間の年間電気料金と比較し同等もしくはそれ以下となるよう設定すること」と記載がありますが、年間電気料金には何が含まれるのでしょうか。年間電気料金の構成内訳を各項目とその数値を持って、示していただけないでしょうか。	<p>年間電気料金には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府支援策（「令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業」および「令和6年度電気・ガス料金負担軽減策支援事業」）</li> <li>・燃料調整費</li> <li>・再エネ賦課金</li> </ul> <p>など、施設が負担した（支払いした）すべての項目が含まれます。</p>	R7.7.23